

# 橋本商工会館（5階・7階）使用規則

## （目的）

第1条 この規則は、橋本商工会議所が管理・運営する橋本商工会館5階・7階の各室の使用について、必要な事項を定めるものとする。

## （申込手続）

第2条 使用申込及び手続きは、所定の申込書に記入・捺印し、展示会等の場合は「誓約書」を併せて橋本商工会議所に提出することを要する。

- （1） 申込受付時間は 月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）の午前9時より午後5時までとする。
- （2） 使用については 月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）の午前9時より午後9時までとする。但し準備撤去等の作業時間も含まれる。
- （3） 使用料金は別表のとおりとする。

## （使用の責任）

第3条 会館の諸設備・備品等を汚損又は破損したときは、その費用は使用者の全額負担とする。

## （使用制限）

第4条 次の項目に該当するときは、使用を制限し又は許可しない。

- （1） 建物又は付属設備若しくは備品を損傷し又は滅失する恐れがあるとき。
- （2） 公の秩序又は善良な風土を乱すおそれがあるとき。
- （3） 反社会的活動を行う恐れがある組織の利益になると認められたとき。
- （4） 許可の受けた目的以外に使用し、又は使用しようとするとき。
- （5） 使用の権利を、他人に譲渡したり、転貸したとき。
- （6） 入場料徴収及び展示会等の使用は会員のみとする。

## （予約の取消）

第5条 予約取消の場合は使用日より、貸室料金の1週間前20%、3日前30%、前日80%、当日100%の違約金を徴収する。尚付属設備・備品については設営準備の関係上前日より全額を徴収する。

## （管理責任）

第6条 展示物及び、会場で使用するため搬入した物品の保全は借主でおこなう。

盗難・破損等について当所は責任を負わない。

(使用料金)

第7条 使用料金は、会員・会員以外において料金を定める。

- (1) 使用目的が、会議以外の場合は、別途協議する。
- (2) 入場料徴収及び、展示会等の場合、特別使用料を定める。

(割増料金)

第8条 割増料金については、次表のとおりとする。

項 目	割 増 率
1. 時間延長による。1時間毎に（申込時間帯の）	50%
2. 冷房期間（6月～9月）暖房期間（12月～3月）	20%

(付属設備使用料)

第9条 橋本商工会館付属設備の使用料については、次表のとおりとする。

(消費税別)

品 名	単 位	料 金	品 名	単 位	料 金
放送設備	1式	3,000	司会台	1台	1,000
ホワイトボード	1枚	500	大看板（横） (400mm×3,300mm)	1枚	4,000
スクリーン	1台	1,000			
プロジェクター	1台	1,000	演題（縦） (610mm×1,650mm)	1枚	2,000
DVDデッキ	1台	1,000			
演台	1台	1,000			

尚 その他の物品については別途協議する。

第10条 この規則の改廃は役員会にておこなう。

制定 令和 2年 4月 1日